

令和7年度 第1回  
天草市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会 議事録

天草市国民健康保険

日 時 令和7年7月30日(水) 午後2時

場 所 天草市役所 本庁2階 庁議室

## 令和7年度 第1回天草市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和7年7月30日(水) 午後2時

2. 場 所 天草市役所本庁 2階 庁議室

3. 出席者(17人中16人) ※〔 〕内は欠席者

(1) 協議会委員(5人中5人)

○被保険者を代表する委員

福本美佐子 長塚 信弘 松本 和美 山下 ちか 谷口 辰哉

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5人中4人)

木山 茂 松本裕三郎 神 浩介 木場 貴俊 〔今里 裕〕

○公益を代表する委員(5人中5人)

中尾 五則 吉田裕美子 福田 久典 新木 銘子 松下 智洋

○被用者保険等保険者を代表する委員(2人中2人)

颯川 秀幸 杉本 昌展

(2) 事務局

市民生活部長

国保年金課 : 課長 国保給付係長 国保税係長 国保給付係参事

納 税 課 : 課長

健康増進課 : 課長 健康増進係長 健康増進係参事

4. 議題

(1) 令和6年度天草市国民健康保険特別会計決算について

(2) 天草市国民健康保険特別会計中期財政計画について

(3) 天草市国民健康保険事業計画に係る評価について

## 1 委嘱状交付

## 2 開会（事務局）

## 3 会長あいさつ

## 4 議事

### (1) 令和6年度天草市国民健康保険特別会計決算について

事務局より説明

委員：昨年10月から薬剤の選定療養費が始まって、後発医薬品の普及率のペースも上がっていますが、天草市の子どもさんとか高校まで基本的に医療費は無料ですよ。子どもさんが選定療養費に該当した場合は、選定療養費の差額分は基本的にもらうという形になるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。結局、後発品のある先発医薬品で除外規定はありますけれども、例えば後発品が入ってこないで先発品を使ったとか、そういう除外規定はありますけれども、そうではなくて、選定療養費に該当した場合は、子どもさんからお金をもらうことになるんですよ。それはそれでよろしいというふうに解釈しておいてよろしいでしょうか。

事務局：委員がおっしゃる通りで、この分につきましては、保険適用外ということになりますので、子ども医療費の助成の対象にはならないというところで、患者負担になります。

会長：その他に皆様から何かございませんでしょうか。他に何もなければ、令和6年度天草市国民健康保険特別会計決算については、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

委員：はい。

### (2) 天草市国民健康保険特別会計中期財政計画について

事務局より説明

委員：保険料率は、今の天草市の保険料率よりも、まだ未発表ながら熊本県内の保険料率の方が、これで見ますと安くなるんですかね。所得割は現行税率で13.5%と書いてありますが、シミュレーション2②を見ると、12.73%と書いてありますが、熊本県が統一した場合だと所得割の税率は13.5%から12.7%に下がるということですか。

事務局：資料1の16ページですね。シミュレーション1のところ、本市の現行の保険料率になります。次にシミュレーション2①の方ですね、こちらの方は、令和9年度の保険料率とかはまだ県から示されていないんですけども、令和7年度分につきましては市町村標準保険料率が示されておりまして、そちらの方を記載しているところです。シミュレーション1と比較をしたものを右側の青色の部分に書いていますが、所得割については天草市の現在の保険料率より、シミュレーション2①の保険料率の方が安くなっています。逆にそれ以外の均等割、平等割を足したものにつきましては、天草市の現在の保険料率よりも県の方が示す保険料率の方が高くなっているというような形になります。その結果どういうことなのかといいますと、そこの下の3、モデル世帯賦課額のところに示しておりますとおり、実際計算をしてみますと、シミュレーション1など計算した場合は、所得割の減よりも均等割、平等割の増の方の影響が大きく出まして、要は保険料的には上がるというような試算になっているところです。

委員：この均等割と平等割についても計算の仕方が変わるんですね。だから、こういうことが起こるわけですね。所得割の数字が減っているのに、保険料が上がってきたのはなぜなのかなと思ったのは、所得割と均等割の計算の仕方も変わって、それが上がってくるので、トータルで見ると保険料は増加していくと。それで分かりました。

事務局：ちなみにですね。これは令和7年度の県から示されている保険料率なんですけれども、令和6年度、昨年度に示された保険料率につきましては、所得割も天草市の現行の保険料率よりも高い状況でした。昨年は、所得割も均等割も平等割も高かったんですけど、7年度に示されたこの保険料率については、所得割のみ、現行の天草市の保険料率より少し低くなったところですが、ただし、トータルで、モデル世帯で計算した場合には、現行の天草市の保険料よりも、シミュレーション2の方が高くなっている状況です。

委員：となると、今度、県が発表した保険料率は、所得割だろうが、均等割だろうが、平等割だろうが向こうが決めてしまうわけですね。そうすると、どうなるかわからないけど、だいたい計算式の上だと増えていくと、その時に天草市では増えていくから天草市は保険料率を下げ、市民のためにもうちょっと下げようと思いますとかいう議論は可能なんですかね。市独自でやるなんてことは、今後はできなくなるわけですか。

事務局：基本的にはですね。令和9年度から県内の保険料水準を統一するというと

ここで、県の方にお尋ねをした場合はですね、基本的には県が示す保険料率で賦課をしてくださいと言われるんですけども、最終的には、あくまで12年度以降は完全統一ということになりまして、どこの市町村も保険料が統一なので、そこはもちろん各市町村あわせてもらいますとなりますけど、令和9年度から11年度につきましては、県からそういった標準保険料率に合わせるかどうかとは言うものの、最終的には市町村の判断ですということでおっしゃいます。県としてはできるだけ例外は作りたくはないけども、何らかの理由で変更される場合には、市町村の判断でというような感じで回答はされます。

委員：では、令和9年から11年の分に関しては、ここで議論する価値がまだ残っているという意味ですね。県が決めているのであれば、ここで議論することはもう意味がなくなるからですね。

事務局：県と公式な場ではお話ししていないんですけど、今後、県と直接意見を交わすような機会がありますので、そこで再度確認はしていこうと思います。

委員：今の話からすれば、令和9年度から11年度については上がると、もし天草市が上げたくないのであれば、基金繰入金を入れるということですかね。今、先程の質問に対しては、令和9年度から11年度については、まだ天草市が関与できると、それが県が示す保険料率を落とすためには、天草市が独自に基金を入れるということになるんですか。

事務局：はい、その通りです。そうしなければ、結局足りない。県が示す保険料率に合わせると、要は赤字がなく、基金からの繰り入れも必要もなくやっていけるはずなんですけど、保険料を下げるとなると、何らかその分の穴埋めをしないとイケないとなりますので、そうすれば基金から繰り入れるしかないということになります。

会長：今、お話がっているのは、とりあえず令和9年度は基金が約6億円あると、残っているというような状況でありますので、この基金を繰り入れて保険料率を下げるとか、新たな市の独自の対策をこの基金を使ってするか、いろんな協議がまだ来年度にはあるかなというふうに思います。単純に保険料率を下げるといっただけではなくて、基金の今後の有効活用というのを含めた上で、また協議していただければありがたいかなというふうに思っております。その他に、この財政計画についてご質問等ございませんでしょうか。特に何もなければ、この中期財政計画については、原案のとおり承認という形を取らせてもらってよろしいでしょうか。

委員：はい。

(3) 天草市国民健康保険事業計画に係る評価について

事務局より説明

委員：7ページの保健事業のことで、昨年、情報提供事業のことを少し聞いたんですけど、今年度は情報提供事業へのアプローチができたということで、受診率等も今までで一番いいような状況で、すごく頑張られたなと思うんですけど、この情報提供事業は、もうほとんどの方にアプローチして、もうこの数字に入っているのか、まだアプローチすれば、まだ伸びる要素があるのかをお尋ねしたいのと、あと7ページの2番、3番の評価として、糖尿病性腎症の重症化予防とか、脳血管や虚血性心疾患の重症化予防も、順調にはなっているんですけど、実施件数で見れば、もうこれで対象者のほとんどをアプローチしたんだよとか、どのくらいの対象者がいて、この実際の件数なのかなとかいうところもちょっとお尋ねしたいなと思ったところです。例えば、未治療者とかは保健センターとしても動きやすいかなと思うんですけど、例えば、3番の治療中の人への医療機関と連携した保健指導というのが3件と実績がなっていますが、3件って多いのか少ないのかとか、もっと治療中で、医療機関の先生方と連携すれば、そこら辺ができていくのかというところをお尋ねしたいと思います。

事務局：みなし健診については、県の方が県下統一で、令和5年度から進めていただいた事業になります。県下の医療機関にご協力をいただく必要がございます。みなし健診についてご協力をいただける医療機関のところに通っていらっしゃる被保険者の方で、特定健診を受けていない方については、こちらで対象者を抽出しまして、その方々には情報提供票というのを送らせていただいています。天草圏域については、48の医療機関にご協力をいただいているところですが、まだ協力機関として登録をいただいている機関もございますので、その医療機関に通われていらっしゃる方については、情報提供票というのを送っていません。事業のことを説明に伺って、まずは医療機関の登録の協力をいただくというところをご了承いただいた上で、そこに通院されている方の情報提供票を発送できるようになれば、もう少し受診者、受診率というのは上げることができるかなと考えておりますので、働きかけをしていきたいと考えております。

事務局：その次の重症化予防のご質問について回答させていただきます。計画書の

目標として、実施ということが目標になっておりますので、したかしてないかといえば、しているということで二重丸になっていますが、この数字は、私たちとしては、まだまだ足りないなというふうに思っております。実際に特定健診を受診なさって、そして糖尿病の診断基準である HbA1c が 6.5%以上で、かつ未治療の方が大体 280 人ぐらい毎年いらっしゃいまして、本来であれば全員に保健指導・栄養指導を実施したいというふうに思っておりますが、その予定で訪問もしておりますが、なかなか全員に会えないということであったり、治療中ということを理由になかなか面談につながらないという厳しい現実があるかなというふうに思っております。治療中の方に関しても、本来であればしっかり指導していかないといけないなと思っておりますが、本当に申し訳ないことに、脳血管、心疾患については、去年は 3 件ぐらいしかできていない状況です。かかりつけの先生との連絡票のやり取りなども実施しているところではありますが、先生との情報のやり取りを通した継続した指導というところは、結果としては厳しい数字かなというふうに思っております。専門職一同、今後も資質向上に励みながら、この結果を出すと、結果を出していかないと、国保税が上がってしまうので、結果を出すというところに引き続き努力してまいりたいと思います。

会 長：その他に何かございませんでしょうか。

委 員：レセプト点検の充実強化ということで、現在 3 名の方が専任でやられているようなことを書いてありましたけれども、今後もこの 3 名の体制は変わりなく、その質を向上させるというような意味合いでよろしいでしょうか。

事務局：今のところは、3 名の体制を変更することは考えておりません。ある程度、経験年数がある方に事務をしていただいているんですけども、県の方で研修会などもありますので、引き続きそういったものに参加しまして、さらに能力の向上に努めたいと思います。先ほど言いましたように、コロナ関係で今まで効果額が 4 年度、5 年度が上がっていたんですけども、コロナが落ち着いて、その点検の実績が少し低くなったんですけども、また少しでも上がるように努めてまいりたいと思っております。

委 員：療養費の令和 6 年度の実績が、確か前年より 500 万円ぐらい下がっているんですが、これは何か特別なことをされたんですか。それともコロナ禍の影響かなんかで、皆さん、あん摩、はり、きゅうとか、あるいは柔道整復師の方の受診を控えられたのか、何が原因で 500 万円減ったのかなと思います。

ました。

事務局：資料1の件になりますが、こちらの療養給付費全般なんですけれども、詳細な分析はなかなか難しいところですが、一般的に考えると、被保険者数が減少しておりますので、その影響で下がっている部分が多いところです。直近で特別な取り組みをしているというわけではありません。

委員：あん摩、はり、きゅうの助成事業ということで、1日1回、800円の助成をされてますけれども、これは以前からずっとやっておられたというような話を一回お聞きしたことがあるんですけども、やっぱり人間としては、回数券かどういったもので受けるのかわからないんですけども、こういった助成をしますよという、じゃあちょっと行ってみようかなとか思う方も中にはいらして、適正に使われている方ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、裏ではまたそういった方も一部いらっしゃるのかなとは思っています。で、これは例えばですね、財政の厳しい昨今、この1回800円をもう少し減額するとか、そういったお考えはないのでしょうか。

事務局：こちらのあん摩、はり、きゅう助成については、保険適用がない分の、2,000円以上の施術に対して、1回当たり800円の助成を行っているところです。2,000円以上といいましたが、実際ほとんどの場合は、2,000円ぐらいで受けられることはなくて、安くても3,000円以上、4,000円ぐらいはしているみたいですが、それに対しての助成になります。こちらは、合併前からしているもので、県内でも助成を行っているところは多いです。助成額も特別高いというわけではないんですけども、あん摩、はり、きゅうの施術を受けることで、逆に医療にかかることが少なくなるという、そういった効果はあるのではないかなとは考えております。あと、こちらについては、制度上行っているものではなくて、市の単独で県内でも行っているところが多いんですけども、今後、保険料水準の統一に合わせまして、どの経費について保険料に含むのか、含まないのかと、そういった議論もありますので、その中で引き続き行うのかどうなのかという協議は行っていくことになるかと思っております。

会長：その他に事業計画に係る評価についてのご質問ご意見等はございませんでしょうか。何もなければ、評価については原案の通り承認することによってよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：ありがとうございます。それでは、天草市国民健康保険事業計画に係る評

価については、原案の通り承認することと決定いたします。それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、皆様にご挨拶申し上げます。

## 5 その他（報告事項）

## 6 閉会

事務局：これもちまして、令和7年度、第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

————— (午後3時30分終了) —————